○農林水産省告示第六百六十七号

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）の施行に伴い、平成十四年農林水産省告示第千二百十五号（農業改良資金助成法第二条第四号の規定に基づき農林水産大臣が指定する資金を指定する件）の一部を次のように改正し、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

平成二十二年四月二十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改める。

○農林水産省告示第六百六十八号

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）の施行に伴い、平成十四年農林水産省告示第千二百十六号（農業改良資金助成法第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地域を指定する件）の一部を次のように改正し、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

平成二十二年四月二十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

「農業改良資金助成法第五条第一項」を「農業改良資金融通法第四条」に改める。

○農林水産省告示第六百六十九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を次のように定め、平成二十二年五月一日から施行する。

平成二十二年四月二十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。

○国土交通省告示第四百四十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

東北横断自動車道酒田線　宮城県柴田郡川崎町大字今宿字大森一番五六から同県柴田郡川崎町大字今宿字大森一番五七まで　平成二十二年四月二十六日〇時

○国土交通省告示第四百四十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日　国土交通大臣　前原　誠司

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

常磐自動車道　つくば市梶内四七番一から同市梶内九七番まで　平成二十二年四月二十四日十五時

○国土交通省告示第四百四十二号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十二年四月二十三日　国土交通大臣　前原　誠司

表を次のように改める。

会計	項目	摘要
一般会計	総合的バリアフリー推進費	
		交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金
		公共交通移動円滑化設備整備費補助金
	道路環境等対策費	
		低公害車普及促進対策費補助金
	鉄道網整備推進費	
		鉄道軌道輸送対策事業費等補助金
		鉄道軌道輸送対策事業費補助金及びＬＲＴシステム整備費補助金に限る。
	地域公共交通維持・活性化推進費	
		地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金
		地域公共交通総合連携計画策定調査及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業（航空の活性化・再生に関する事業を除く。）
	バス運行対策費補助金	
	海上交通低炭素化促進事業費補助金	
	総合的物流体系整備推進費	
	物流連携効率化推進事業費補助金	
自動車安全特別会計	観光振興費	
	観光圏整備事業費補助金	
	自動車事故対策費	
	自動車事故対策費補助金	自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業に係るものに限る。

○農林水産省告示第六百七十号

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百二十七号）の施行に伴い、平成十六年四月一日農林水産省告示第八百九十一号（農業経営基盤強化促進法施行令附則第二項及び第四項の農林水産大臣の定める基準等を定める件）の一部を次のように改正し、同令の施行の日（平成二十二年五月一日）から施行する。

平成二十二年四月二十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

第五号を削る。

○農林水産省告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年四月二十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県球磨郡水上村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、水上村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

水上村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、水上村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）